

# 「みどりの伝道師」を派遣します！！

第30回全国「みどりの愛護」のつどいの開催を契機に高まった都市緑化推進の気運をさらに高めるため、各団体等が実施する地域の緑化活動等に対して、緑化の専門的知識、経験等に基づく指導、助言等を行う「みどりの伝道師」の派遣を行っています。

## ■ 1 みどりの伝道師ってどんな人？

造園緑化や自然環境分野に関する国家資格や民間資格を取得するなど、緑化活動に関する知識や経験を持っている専門家です。



例えば、庭師さん、樹木医さん、ガーデンデザイナーさんとかいろいろな資格を持った方がいるよ！！



## ■ 2 どんなときにみどり伝道師を呼ぶことができるの？

例えば、地区の花壇のお手入れや、樹木の管理のための講習会などで、以下の条件を満たす緑化活動や講習会に派遣が可能です。また1活動団体等当たり1年度内に2回までです。

- (1) 活動団体等が鳥取県内において実施する参加者10人以上のもの。
- (2) 本制度の趣旨に沿ったもので、政治、宗教、営利を目的としないもの。
- (3) 派遣を希望する伝道師が所属する団体が行う活動でないこと。

## ■ 3 伝道師を呼ぶにはどうしたらいいの？

伝道師の派遣を希望する場合は、原則として派遣希望日の1ヶ月前までに所定の様式で、緑豊かな自然課に派遣の申し込みを行ってください。内容を確認し、当該申込を受けた日から14日以内に伝道師の派遣の可否を通知します。

年間の派遣件数等については予算の上限がありますので、事前に下記の連絡先までお問い合わせください。

## ■ 4 経費は無料！！ さらに講習等に必要な教材も県が購入します

伝道師の派遣経費は無料！！（鳥取県が負担）

さらに、講習等に必要な教材（植物の種や苗、資材、資料など）についても県が購入します！！

※1団体当たり1年度内に1回に限って、受講者一人当たり1千円まで（総額3万円）

※使用する教材を伝道師と実施団体で調整してください。（伝道師が教材の見積書を県に提出）

## ■ 5 伝道師を呼んだ後は報告が必要です

伝道師の派遣を受けて講習会等を実施したあとは、「みどりの伝道師」派遣講習会等実施報告書を講習会等を実施した日から14日以内にまちづくり課に提出するだけです。

## ■ 6 問い合わせ先

鳥取県生活環境部 暮らしの安心局まちづくり課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220

電話 0857-26-7981 ファクシミリ 0857-26-8113

E-mail machizukuri@pref.tottori.lg.jp

※各様式のデータファイルは鳥取県のホームページ（とりネット）からダウンロードできます。

[とりネット](https://www.pref.tottori.lg.jp/287057.htm) >> <https://www.pref.tottori.lg.jp/287057.htm>

[とりネット](#) → 生活環境部 → まちづくり課 → 緑のまちづくり → 「鳥取県みどりの伝道師」制度について